

平成23年6月24日

栄養情報担当者（NR）の皆様へ

独立行政法人国立健康・栄養研究所

栄養情報担当者（NR）制度の第三者機関への移管に関する  
情報の提供について

日頃、健康食品など食品に関する正しい栄養情報の普及にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、栄養情報担当者（以下「NR」という。）制度については、厚生労働省等の判断により、平成27年度までの早い時期に、当研究所から第三者機関へ移管することとされ、当研究所において、NRの認定ならびに資格更新を継続して実施することができなくなりました（これまでの経緯については別添「これまでの経緯の概要」を参照して下さい。）。

このため、当研究所では、一般社団法人日本臨床栄養協会（以下「協会」という。）のサプリメントアドバイザー制度とNR制度を統合する方法で協会へのNR制度の移管を検討しています。

移管時期を含め未定の部分もございますが、現時点における統合された場合の資格がどのようになるかの予定については、別添「一般社団法人日本臨床栄養協会を選定した理由及び統合された場合の資格の概要」にまとめております。

国や当研究所の都合で皆様方には、ご心配、ご不便等をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたしますとともに、今後の新たな動き等につきましても、お知らせさせていただきますことをご了承下さい。

なお、ご質問等につきましては、新たに開設した専用メールアドレス（eikenr@nih.go.jp）宛にお問い合わせ下さい。

一般社団法人日本臨床栄養協会を選定した理由  
及び統合された場合の資格の概要

1. 一般社団法人日本臨床栄養協会を選定した理由

- 資格取得者がNRとサプリメントアドバイザーで極めて類似している（栄養士・管理栄養士と薬剤師が主体）。
- 臨床栄養協会のアドバイザースタッフ認定・養成の考え方が食事などの基本事項を重視するという当所のNR養成や認定の考え方と合致している。
- NRと極めて類似した資格であるサプリメントアドバイザーとの統合により、類似資格の乱立を解消し、資格取得者の社会認知度を高めることが可能となる。
- 一般社団法人日本臨床栄養協会は歴史があり安定した組織である。  
(設立 1979年、日本サプリメントアドバイザー認定 2001年から)

2. 新制度の名称

NR・サプリメントアドバイザー（仮称）

3. 新制度の資格レベル

薬剤師や管理栄養士等の国家資格等保持者がスキルアップに活用できるレベル  
(NRとサプリメントアドバイザーの中間位を目指す)

4. フォローアップ(資格更新)

○有資格者は一般社団法人日本臨床栄養協会の会員であることが必要  
(年会費8,000円)

○資格更新は5年毎とし、更新に必要な単位は5年で50単位

○単位の取得方法(下記の何れかを選択)

- ・サプリメントフォーラムへの参加 10単位(大連合大会参加費に含む)
- ・大連合大会(学術大会)への参加 10単位(参加費用10,000円)
- ・通信教育の再受講 20単位(受講費用20,000円)
- ・サプリメントフォーラム収録DVDの購入 10単位(価格 6,000円)
- ・協会主催のレベルアップセミナーの受講 10単位(受講費用 3,000円)
- ・関連する学会や団体が実施するセミナー等で協会が承認したものへの参加  
取得単位数は協会が承認時に決定

○更新申請料 5,000円(5年毎)

5. (独)国立健康・栄養研究所の関与等

当面の間、試験問題の作に関与すると共に、フォローアップのための研修についても一般社団法人日本臨床栄養協会と連携しつつ実施する予定

## これまでの経緯の概要

- 昨年4月におこなわれた、厚生労働省の「省内仕分け」において、NRについては、「事業そのものを廃止＝3名、事業の効率性を高めた上で民間へ譲渡又は委託し実施＝2名、法人で事業継続するが更なる見直しが必要＝1名」との厳しい指摘がされ、その場で厚生労働大臣から調査実施の指示が出た。
- 実施した調査結果等を通じて、いくつかの現状が明確になった。
  - ① 消費者団体ではNRについて、必要でないという意見と、必要である、あるいはあったほうがよいという意見がみられましたが、何れの団体にもNRの認知度が低いという認識は共通していること。
  - ② NRの役割への理解がまだ国民に広くゆきわたっていないものの、NR養成講座がここ数年で数多く開設され、多くの受講生が資格の獲得を目指して受講していること。
  - ③ NRと同様の資格認定をしている団体は、このような健康食品に関する質の高いアドバイザースタッフ資格の必要性を強調しており、資格の統合に関して前向きな意見もあること。
- 省内仕分けや調査結果を踏まえ、厚生労働省では、NR事業の見直しについて、「省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。」という基本方針がかためられた。また、留意点として次の2点、すなわち、
  - ① 国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
  - ② 既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さない配慮この2点に留意して検討を行うこととして、7月に厚生労働省の独立行政法人評価委員会へ、また、9月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会へ説明がなされた。
- 制度的に補足すると、当研究所をはじめ独立行政法人は、5年ごとに主務大臣から示される中期目標に基づいて中期計画を策定して研究や業務を実行する仕組みとなっている。今年度が平成18年度から開始された中期計画の最終年度に当たっており、来年度から始まる国立健康・栄養研究所の新しい中期目標・中期計画の策定に関する厚生労働省としての検討方針に、当該方針が組み込まれたところ。
- 制度の廃止論も出ている中で、当研究所の関与は残せないものの、何とか公正中立、科学的な取り組みの必要性は認められたと考えている。
- 12月には、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が出された。これは、厚生労働省に対して新しい中期目標の枠組みを決めるものとなるが、

当該「勧告の方向性」の中で、「栄養情報担当者（NR）認定制度の移管については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管し、健栄研の業務としては早期に廃止するものとする。」との指摘があった。

- この「勧告の方向性」を受け、本年3月1日に主務大臣の次期中期目標として、「栄養情報担当者認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。」という内容が示されたところ。
- この間、研究所としては、引き受け手となり得る様々な団体と円滑な移管について接触を図るなどの検討を行っていたが、現状のままの制度移管については、困難であるとの認識に達した。
- このため、認定された者の構成や運営している組織の規模等を考慮し、11月には日本臨床栄養協会との資格統合についての打診を水面下で開始した。
- 12月には、養成講座連絡協議会からの意見も聴取するなど調整に当たってきたところ。